

**固定資産台帳整備におけるローコードツール導入等業務  
公募型プロポーザル手続開始の公示**

令和6年6月14日

次のとおり、企画提案書を募集します。

広島市長 松井 一實

**1 業務の概要**

(1) 業務名

固定資産台帳整備におけるローコードツール導入等業務

(2) 業務内容

別紙「基本仕様書」及び「固定資産台帳整備に係るシステム導入計画」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(4) 概算事業費

委託料の上限額 23,079,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

上記概算事業費の各年度における予算上限額

令和6年度	令和7年度
13,026,000円	3,351,000円
令和8年度	令和9年度
3,351,000円	3,351,000円

※ 上記金額は、消費税額及び地方消費税額を含む額である。

(5) 事業担当課

財政局管財課（広島市役所本庁舎9階）

住 所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電 話：082-504-2079（直通）

FAX：082-504-2081

E-mail：[kanzai@city.hiroshima.lg.jp](mailto:kanzai@city.hiroshima.lg.jp)

**2 応募資格**

本プロポーザルに応募しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。共同企業体での応募は、代表者が(1)から(8)までの要件を満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)の要件を満たす場合に限り認める。

(1) 法人格を有すること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 広島市競争入札参加資格の「令和5年・6年・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピュータ関連）」に登録されている者であること。
- ただし、これにより難い場合は、次の要件の全てを満たしている者であること（併せて会社概要（様式第3号）を提出すること。）
- ア 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。
- (5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。なお、広島市に納税義務がない場合は、申立書（様式第4号）を提出すること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- イ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (8) 次に掲げる事項全てを証明した者であること。
- ア 平成31年4月以降、国、都道府県又は政令指定都市において、ローコードツールを用いたシステム開発に関する業務の従事実績を有する者を本業務の従事者として配置すること。
- イ 次に掲げる資格者又は試験合格者を本業務の従事者として配置すること。
- (ア) セキュリティ関連資格（情報処理安全確保支援士）
- (イ) DX関連資格（ITストラテジスト試験）
- なお、前記ア及びイ(ア)～(イ)の要件については、同一の者で担当することについても可とする。

### 3 公募型プロポーザル応募説明書等の配布方法

公募型プロポーザル応募説明書等は、広島市ホームページからダウンロードすること

ができる。

(ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp>) のトップページ上の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和6年度 方式・案件名」)

ただし、これにより難い場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和6年7月5日(金)までの閉庁日(広島市の休日を定める条例(平成30年広島市条例第49号)第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。)を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

前記1(5)に同じ。

#### 4 応募申込受付

(1) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出し、応募資格の審査を受けること。

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書(様式第1号)

イ 前記2の応募資格に該当していることが確認できる書類

(ア) 応募に係る誓約書(様式第2号)

(イ) 履行実績調書(様式第5号)

(ウ) 現場責任者及び従事者の証明書(様式第6号)

(エ) 広島市税の納税証明書(提出日から起算して3か月以内のもの)

(オ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれかで、提出日から起算して3か月前の日以降のものに限る。)

(カ) 法人登記簿謄本(登記事項証明書)

(キ) 会社概要(様式第3号) ※ 前記2(4)ただし書きの広島市競争入札参加資格の登録がない者

(ク) 申立書(様式第4号) ※ 広島市に納税義務がない者

(2) 申込期間

公示日から令和6年7月5日(金)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。なお、複数の事業者で構成する共同体として応募する場合は、共同体を構成する全ての事業者に係る書類を提出すること。

- (5) 応募資格確認結果の通知  
資格確認後、速やかに書面（応募資格確認結果通知）にて通知する。

## 5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限  
令和6年6月28日(金) 午後5時15分まで
- (2) 提出場所  
前記1(5)に同じ。
- (3) 提出方法  
基本仕様書等に関する質問書（様式第14号）を作成し、電子メールにて提出すること。また、電子メール送信後に前記1(5)の連絡先へ電話連絡の上、到達を確認すること。
- (4) 質問に対する回答  
質問者に直接回答するとともに、広島市ホームページ（前記3 応募説明書等のダウンロードページと同様）に掲載する。

## 6 企画提案書の提出

- (1) 提出期限  
令和6年7月16日(火) 午後5時15分
- (2) 提出場所  
前記1(5)に同じ。
- (3) 提出方法  
持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。期限までに必着のこと。）により提出すること。
- (4) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 企画提案応募申込書(様式第7号)	1部
イ 企画提案書(様式第8号)	正本1部、副本7部、 電子データ1部(CD-R 等の記録媒体に保存 したもの)  ※ 様式第5、6号は 前記4(1)イ(イ)(ウ)の写 しを再提出すること。
ウ 企画提案書に記載する事項対応表(様式第9号)	
エ 企画提案書付属資料(様式第10号) <b>【必須】</b> ・ 履行実績調書(様式第5号) ※ ・ 現場責任者及び従事者の証明書(様式第6号) ※ ・ 機能及び帳票要件対応表(様式第11~13号) <b>【任意】</b> ・ その他の企画提案を説明するために必要な書類 ・ 応募者の概要及び事業内容等を説明するために必要な書類	

## 7 受託候補者の特定

(1) 企画提案書の審査は、「固定資産台帳整備ツール導入等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が行う。

(2) 評価基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

ア 受託候補者の特定に当たっては、プレゼンテーションを実施する。なお、応募者が4者以上の場合は、プレゼンテーション実施前に書類審査を実施する。プレゼンテーションによる審査の対象者は、書類審査の結果に基づいて決定する。

イ 企画提案書及び企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、応募者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。

ただし、最も高い評価点数が、審査委員会の求める最低限の基準(60点/100点)に達していないと判断された場合においては、その提案は無効とする。

また、プレゼンテーションを欠席した者については、その提案は無効とする。

ウ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル応募者全員に対して審査終了後、書面により通知する。

## 8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) その他

詳細は公募型プロポーザル応募説明書による。